

旭川市水道局賃貸借契約の競争入札（郵送方式）実施要領

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、旭川市水道局委託契約等の競争入札事務実施要綱（以下「委託契約等実施要綱」という。）第13条第3項第2号に規定する郵送による賃貸借契約の入札方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条

この要領において、賃貸借契約とは、賃貸借契約及び物品の保守委託契約とする。

（一般競争入札の公告）

第3条 一般競争入札を行うときは、別紙1標準公告例により公告するものとする。

2 前項の公告は、公告式条例（昭和25年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による公告については、経営企画課掲示板への掲示、新聞報道の依頼、旭川市水道局ホームページの利用等により周知を図るものとする。

（一般競争入札の仕様書等の交付及び質問）

第4条 当該入札に係る仕様書及び旭川市水道局委託契約等競争入札（郵送方式）心得等（以下「仕様書等」という。）は、公告の日から閲覧又は交付を開始しなければならない。

2 入札に参加しようとする者は、仕様書等の内容について質疑応答書（委託契約等実施要綱様式第7号）により、質問をすることができる。

3 質疑応答書の提出期間、提出場所、提出方法等については、管理者がそれぞれ定め、公告において明らかにするものとする。

4 質問に対する回答は、できるだけ速やかに行うものとし、回答を含めた質疑応答書の閲覧は、入札日の前日まで行うものとする。

（入札の方法）

第5条 入札の方法は、持参又は郵送により行うものとする。

2 入札参加希望者は、入札書をあらかじめ指定する日までに指定する場所に到達するよう持参又は郵送しなければならない。

3 管理者は、第1項の入札に当たり必要があると認めるときは、積算内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の執行）

第6条 入札の執行は、次に定めるところによる。

(1) 管理者は、一般競争入札を行うときは、公告で定めた期限までに確認申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認めた者を入札に参加させることができない。

(2) 開札

公告に示した日時及び場所において行うものとする。

(3) 落札者の通知

開札後、全ての参加者に電話又はFAXにより開札の結果を通知する。

(4) 開札の立会及び傍聴

管理者は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

また、入札参加者その他の開札の傍聴を希望する者は、旭川市水道局委託契約等の競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができる。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、開札の開始時点に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 管理者は、入札を辞退した者（入札辞退届を提出した者に限る。）に対し、これを理由として、以後に不利益な取扱いをしてはならない。

(指名競争入札)

第8条 指名競争入札を行うときは、第5条第3項及び第6条第2号中「公告」とあるのは、「指名通知書」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第6号

入 札 書

1 金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 件名

競争入札心得及び仕様書を承諾の上、上記金額をもって入札いたします。

年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住 所

商号又は
名 称

代表者
氏 名

Ⓜ

別紙1 (※・[]は選択要件)

各様式は委託契約等実施要綱を参照 (様式第6号を除く。)

標準公告例

旭川市水道局告示第〇〇号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び旭川市水道局契約規程(平成6年旭川市水道事業管理規程第7号)第3条の規定に基づき、一般競争入札(以下「入札」という。)について次のとおり公告する。

年 月 日

旭川市水道事業管理者 ○ ○ ○ ○

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 ○○○○○○○○○○○○○○賃貸借
- (2) 履行場所 ○○○○○○○○
- (3) 履行期間 ○年○月○日から○年○月○日まで
- (4) 概要 ○○○○○○○○

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 公告の日において、旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格における営業種目「○○○」取扱品目「○○○」[に登録があり、格付けが○等級に格付けされていること。]の入札参加資格を有していること。【旭川市水道局物品購入等指名委員会(以下「指名委員会」という。)の審議を経て決定】
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係・人的関係については17[16](3)参照。)
- (6) 公告の日において、旭川市水道局物品購入等競争入札参加資格者名簿に「51市内[53準市内等の地域要件]」で登録されていること。【積算金額の総額が3,600万円未満の場合又は3,600万円以上の調達特例政令が適用されない場合】
- [(7) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に本店[事業所]を有する者[及び近隣8町(鷹栖町,比布町,当麻町,愛別町,上川町,東川町,東神楽町及び美瑛町)に本店を有する者]であること。] 【指名委員会の審議を経て決定】
【調達計画を適用し、欧州企業の参加を制限する場合】
- [(8) その他契約履行に必要な資格] 【指名委員会の審議を経て決定】

3 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

[また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）が定める欧州連合等の供給者で、2に定める入札参加資格を満たさない者については、この申請のほか、別に定める手続により旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格申請を行い、随時の認定を受けることができる。] 【欧州企業の参加を可能とする場合】

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

【イ 許可、認可等調書（様式第2号）【許可の必要な業務等の場合に必要】

【ウ 業務履行実績調書（様式第3号）【実績を求める場合に必要】】

【エ ○○○○【その他必要に応じて書類の名称を記載】】

(2) 提出期間 公告の日から○年○月○日（○）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 〒070-8541
旭川市上常盤町1丁目
旭川市水道局上下水道部○○課○○係
電話 0166-○○-○○○○
FAX 0166-○○-○○○○

(4) 提出方法 ※持参によること。（郵送又はFAXによるものは受け付けない。）
※持参又は3(3)に事前に電話連絡の上、FAXによること。（郵送によるものは受け付けない。）
※持参、郵送又は3(3)に事前に電話連絡の上、FAXによること。なお、郵送については、提出期間内に必着のこと。
入札書は7(5)の期間に別途提出すること。

(5) 提出確認

申請書及び確認資料の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印のうえ、その写しを直接[直接又はFAX]の方法により交付する。[なお、申請書及び確認資料を提出したにもかかわらず、写しの交付が無い場合は、3(3)に連絡し確認すること。]

(6) 入札参加資格の確認

申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、○年○月○日（○）までにその理由を記載した文書により通知する。

(7) 提出書類様式の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配布する（ほか、次の旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる）。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>

(8) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- イ 旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 ○年○月○日（○）午後5時
 - イ 提出場所 3(3)に同じ
 - ウ 提出方法 3(4)に同じ
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、○年○月○日（○）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 見積用設計図書の閲覧等

- (1) 本業務に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 期間 公告の日から○年○月○日（○）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。
 - イ 場所 旭川市水道局○○○○
- (2) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書（様式第7号）により提出すること。
 - ア 提出期限 ○年○月○日（○）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。
 - イ 提出方法 3(3)に電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。
- (3) (2)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市水道局ホームページにおいて公表する。
 - ア 閲覧期限 ○年○月○日（○）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。
 - イ 閲覧場所 5(1)イに同じ。

6 入札方法

- (1) 総価〔単価〕で入札に付する。
- (2) この入札は、持参又は郵送によること。（ファクシミリによる入札は認めない。）
- (3) 入札回数は2回を限度とする。

なお、1回目が不落の場合、2回目の開札日時及び提出期限を参加者に電話で通知するので、7(4)の方法で入札書を提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○○に相当する額を加算した金額〔※総価のとき（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）〕をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 ○年○月○日（○）午前〔午後〕○時○分

- イ 開札場所 ○○○○○○○○○
- (2) 開札の方法
 入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。
- (3) 開札の傍聴
 入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市水道局委託契約等の競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日〇〇時〇〇分までに3(3)まで申し込むこと。
 なお、開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着20名までとする。
- (4) 入札書の提出方法
 ア 標準入札書（様式第6号）を作成し、氏名、入札件名を記載した封筒に封入の上、持参又は郵送で提出すること。[また、入札金額の積算内訳書を同封すること。]【積算内訳書を求める場合】
 イ 郵送により提出する場合は、その封書をさらに氏名、開札日、入札件名、担当課を記載した発送用の封筒に封入の上、郵送すること。
 ウ 旭川市水道局委託契約等競争入札（郵送方式）心得（以下「入札心得」という。）を承知すること。
- (5) 入札書の提出期間及び場所
 ア 提出期間 ○年○月○日（○）【3(6)の翌日】から○年○月○日（○）午前 [午後] ○時○分
 イ 提出場所 3(3)に同じ
- 8 入札の無効
 この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
 なお、管理者により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
- 9 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。
- 10 最低制限価格の設定 有 [無]
- 11 契約条項を示す場所
 3(3)の場所で閲覧に供する。
- 12 契約書作成の要否 要
- 13 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金 免除する。
 (2) 契約保証金 要する。見積もった契約金額の10分の1以上の額を納付すること。
 ただし、旭川市水道局契約規程第27条に該当する場合は免除する。

[免除する。]

14 支払条件 [毎月] 後払いとする。【前払い、概算払い等】

15 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。

[16 現地の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画の適用

この入札は、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン又は北アイルランド連合王国との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する旭川市水道局における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画（令和元年旭水経第78号）を適用するものである。】【欧州企業の参加を制限する場合】

17 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 2(5)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア、イと同視しうる特定関係があると認められる場合

- (4) その他、入札に関しての問い合わせ先

3(3)に同じ。